

## 旭川市有料老人ホーム設置運営手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (2) 設置予定者 旭川市内に有料老人ホームの設置を予定する者をいう。
- (3) 設置者 旭川市内に有料老人ホームを設置する者をいう。
- (4) 報告 法第29条第9項に規定する報告をいう。

(事前協議)

第3条 要綱第4条の規定による事前協議は、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に別表1に掲げる関係書類を添えてしなければならない。

2 市長は、事前協議書及び関係書類の内容を審査した結果、当該計画が旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針に定める基準に適合したと認められるときは、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

3 高齢者を対象とした入居施設等から有料老人ホームに変更して事業を開始する場合や既存建物の転用等の場合には、事前協議を省略できるものとする。ただし、この場合において、老人福祉法に基づく届出等に関する要綱（以下「届出等に関する要綱」という。）第12条第1項に規定する有料老人ホーム設置届に、別表第1に定める書類を添付させるものとする。

(開発許可等の申請)

第4条 設置予定者は、第3条第2項の事前協議済書の交付を受けた後に、開発許可又は建築許可若しくは建築確認申請を行うものとする。

(設置届等)

第5条 設置予定者は老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項の届出を行う場合は、事業開始の1月前までに、届出等に関する要綱第12条第1項の規定により有料老人ホーム設置届に、別表2に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

2 市長は、法第29条第1項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上、設置予定者に対して有料老人ホーム設置届出済書（様式第3号。以下「届出済書」という。）を交付するものとする。

3 設置者は、前項の有料老人ホーム設置届出済書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

(事業開始届)

第6条 設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（様式第4号）に次の書類を添付して市長に届出を行うものとする。

- (1) 建築基準法第7条による検査を受けたことを証する書類の写し
- (2) 消防法第17条の3の2による検査を受けたことを証する書類の写し

(事業変更届)

第7条 設置者が法第29条第2項の届出を行うときは、届出等に関する要綱第12条第2項の規定する有料老人ホーム事業変更届に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当各号に定める関係書類を添付するほか、届出事項変更に係る運営懇談会実施報告書（様式第5号）を合わせて添付して市長に届出を行うものとする。

- (1) 施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更 登記簿謄本

- (2) 代表者又は施設管理者の氏名及び住所の変更 履歴書及び保健医療福祉の資格を有する場合は資格証の写し
- (3) 入居契約書, 管理規程等の変更 変更前と変更後の入居契約書, 管理規程等
- (4) 家賃相当額, 介護費用, 食費, 管理費等の変更 積算根拠が確認できる書類
- (5) その他法第29条第1項に規定する事項の変更 当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類  
(事業廃止(休止)届及び再開届)

第8条 設置者が法第29条第3項の届出を行う必要がある場合は, 届出等に関する要綱第12条第3項の規定による様式(様式第16号)に, 廃止(休止)にあたっての入居者の措置の内容が確認できる書類を添付して市長に届出を行うものとする。

- 2 有料老人ホーム事業を休止した場合であって, 当該事業を再開する場合は, 再開後1か月以内に届出等に関する要綱第12条第3項の規定による様式(様式第16号)を用いて, 市長に届出を行うものとする。

(定期報告)

第9条 設置者は, 毎年7月1日現在の有料老人ホームの現況について, 有料老人ホーム情報開示等一覧表(様式第6号)に次の書類を添付して, 原則として同年8月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 契約書
- (2) 管理規程
- (3) 重要事項説明書
- (4) パンフレット
- (5) 直近の事業年度の財務諸表
- (6) 運営懇談会開催状況報告書(様式第7号)
- (7) その他市長が指定する書類

附 則

この要領は, 平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成28年7月11日から施行する。